

調布市告示第 2 2 3 号

調布市介護保険料減免基準（平成 1 2 年調布市告示第 7 0 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 6 月 1 8 日

調布市長 長 友 貴 樹

附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。

- 2 令和 8 年度分の保険料に限り、第 2 条に規定するもののほか、第 1 号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和 7 年度及び令和 8 年度の各年度分の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による市町村民税が課されていない者で調布市介護保険条例附則第 8 条の 9 の規定により令和 8 年度分の同法の規定による市町村民税が課されているとみなされることとなる者（以下「みなし課税者」という。）がいる場合であって、そのみなされることにより当該第 1 号被保険者の令和 8 年度分の保険料に係る保険料段階（調布市介護保険条例第 8 条第 1 項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に調布市介護保険条例附則第 8 条の 9 の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第 1 号被保険者の令和 8 年度分の保険料に係る保険料段階（以下この項において「条例附則第 8 条の 9 の非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、当該第 1 号被保険者の令和 8 年度分の保険料を減免することができる。この場合において、減免後の令和 8 年度分の保険料の額は、条例附則第 8 条の 9 の非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。

附 則

この告示は、令和 8 年 6 月 1 9 日から施行する。